

大学等修学のための
経済的支援の手引き

平成 31 年 3 月

北海道総合政策部政策局総合教育推進室

目次

1	大学等修学に必要な経費について	
(1)	高校等を卒業後の進学先	P 1
(2)	大学等修学に必要な経費	P 1
	(資料：学生生活調査結果)	P 2
2	修学に対する経済的支援について	
(1)	経済的支援の種類	P 3
(2)	奨学金	P 4
	ア 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金	
	(ア) 給付奨学金	
	(イ) 貸与奨学金	
	イ その他の奨学金	
	(ア) 市町村の奨学金等	
	(イ) 交通遺児育英会の奨学金	
	(ウ) あしなが奨学金（遺児のための奨学金）	
	(エ) 民間の育英団体等の奨学金	
	(オ) 新聞奨学生	
	(カ) ひとり親のための資格取得等給付金（高等職業訓練促進給付金など）	
(3)	授業料等減免制度	P 1 3
	ア 国公立の教育機関	
	イ 私立の教育機関	
(4)	教育ローンや貸付金	P 1 4
	ア 国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
	イ 生活福祉資金＜教育支援資金＞（北海道社会福祉協議会）	
	ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（北海道）	
3	教育費や奨学金の返還などの相談窓口	P 1 7
(1)	奨学金実施団体	
(2)	公的な相談機関	
4	2020年4月からの国における高等教育の負担軽減方策	P 1 9

【はじめに】

大学等修学のための経済的支援といっても、① 奨学金（給付・貸与）、② 大学等の授業料や入学金の減免制度、③ 教育ローンと、大きく分けて3種類の制度があります。また、**各制度の申込み時期は、それぞれ異なります。**

この手引きは、各種制度をご紹介することに主眼を置きまとめたものになります。**実際に制度を活用する場合は、必ず、各自で、事前に、**現在修学中の学校や進学希望先（大学等）、日本学生支援機構、育英団体等に直接問い合わせるか、ホームページなどで検索するなどして、**最新の情報を確認するようにしてください。**

1 大学等修学に必要な経費について

(1) 高校卒業後の進学先

高校等卒業後の進学先（大学等）として、次が挙げられます。

- ・大学
- ・短期大学
- ・専門学校（専修学校専門課程）
- ・高等専門学校（編入）
- ・高等看護学院
- ・北海道農業大学校 など

(2) 大学等修学に必要な経費

大学等の修学にあたり必要な費用は様々ですが、大きく「学費」と「生活費」の二つに分けられます。必要な経費の金額は、次を参考にしてください。

◆ 学費

- ・受験勉強のための参考書・学習塾などの費用
- ・受験料、受験のための交通費・宿泊費
- ・入学料（初年度のみ必要）
- ・授業料・施設設備費
- ・教科書代、学用品費、課外活動費、実習費、通学費 など

※ 授業料・施設整備費、教科書代等は、修学年数分の金額を想定しておく必要があります。

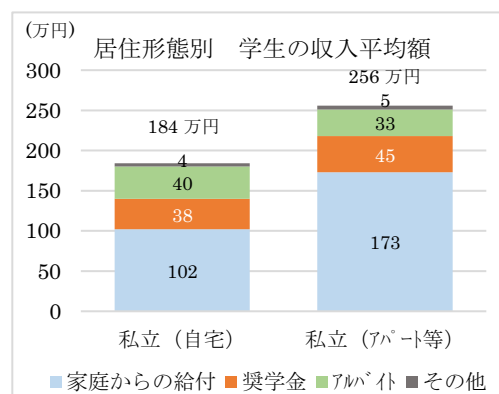
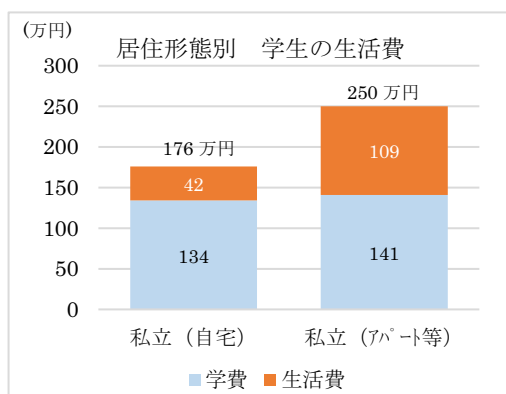
◆ 生活費

- <入学前> (一人暮らしや寮の場合)引っ越し代、家財道具代 など
- <入学後> 食費、住居・光熱水費、通信費、保健衛生費など

※ 通学費、食費等は、修学年数分の金額を想定しておく必要があります。

私立大学（昼間部）の場合を例にとると、大学生の1年間の学費、生活費などの支出や、奨学金やアルバイトなどの収入は、次のとおりです。（詳細は次ページ参照）

（独立行政法人日本学生支援機構・平成28年度「学生生活調査結果」より）



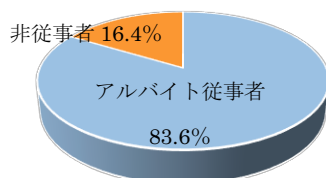
資料：学生生活調査結果

○ 居住形態別・収入平均額及び学生生活費の内訳（大学屋間部）

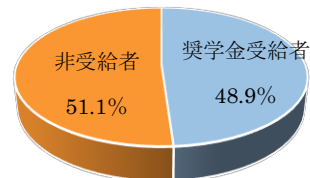
（独立行政法人日本学生支援機構・平成28年度「学生生活調査結果」より）

区 分	自宅			下宿、アパート、その他			
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	
収 入	家庭からの給付	627,900	557,100	1,020,100	1,177,000	982,600	1,727,800
	奨学金	202,000	259,200	376,700	334,200	420,200	447,500
	アルバイト	330,200	377,100	400,600	291,700	348,200	332,600
	定職収入・その他	37,000	28,100	42,800	39,400	34,800	55,000
	計	1,197,100	1,221,500	1,840,200	1,842,300	1,785,800	2,562,900
支 出	授業料	500,400	518,800	1,022,200	503,100	521,400	1,115,900
	その他の学校納付金	11,300	14,300	146,200	8,000	18,000	182,500
	修学費	46,000	51,500	44,200	49,800	43,200	47,800
	課外活動費	45,500	27,700	30,100	52,300	28,300	35,100
	通学費	96,400	98,700	100,100	10,000	18,100	21,900
	学費計 a	699,600	711,000	1,342,800	623,200	629,000	1,403,200
	食費	105,500	88,500	102,200	295,400	257,200	269,000
	住居・光熱費	-	-	-	492,900	445,100	455,500
	保健衛生費	32,400	38,300	36,500	34,100	37,600	38,100
	娯楽・嗜好費	122,900	131,000	135,700	141,100	144,400	156,800
	その他の日常費	129,700	132,300	142,200	156,800	161,300	169,900
	生活費計 b	390,500	390,100	416,600	1,120,300	1,045,600	1,089,300
	計 (a + b)	1,090,100	1,101,100	1,759,400	1,743,500	1,674,600	2,492,500

○ アルバイト従事者の割合（大学屋間部：平均）



○ 奨学金受給者の割合（大学屋間部：平均）



（いずれも、独立行政法人日本学生支援機構・平成28年度「学生生活調査結果」より）

解説

日本学生支援機構が実施した「平成28年度学生生活調査」の結果によれば、自宅から私立大学に通学している学生の学費と生活費を合わせると1年間当たり平均で約176万円になり、4年間で約704万円が必要になると考えられます。

なお、実際の学費は、大学や学部等により異なりますので、各大学等に確認しましょう。

また、大学生の83.6%はアルバイトをしていることや、48.9%が奨学金を受給していることがわかりました。

2 修学に対する経済的支援について

(1) 経済的支援の種類

大学等への修学を希望している学生に対しては、様々な経済的支援があります。

奨学金

学生本人に対して学資金をサポートする制度です。

奨学金制度の実施団体

- ・日本学生支援機構（JASSO）
- ・地方公共団体
- ・育英団体
- ・大学等

奨学金は2種類あります。

- 給付奨学金 … もらえるもの（返さなくてよいもの）
- 貸与奨学金 … 返さなければいけないもの

貸与奨学金は返す時に、利息が付かないもの（無利息）と利息が付くもの（利息付き）があります。

貸与奨学金は、進学後に本人が月々受け取り、卒業後に本人が返すものが多いです。

解説

日本学生支援機構（JASSO）は、国が設立した、経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付などの事業を行っている独立行政法人です。

ホームページ：<https://www.jasso.go.jp/index.html>

■日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話（ナビダイヤル） 0570-666-301

月曜～金曜 9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く）

※貸与・給付の手続きのスケジュールや、個別の提出資料に関する相談窓口は各学校になります。

授業料減免制度

入学金や授業料など学費の一部（全部）が免除される制度です。

入学試験の成績優秀者を対象とするものや、経済的理由がある者を対象とするものなど、学校ごとに様々な形態があります。

減免制度を利用したい場合は、本人が、大学等（入試課や学生支援課などの担当課）に申請書類を提出する必要があります。

教育ローンや貸付金

保護者などが金融機関などから借り入れます。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）や金融機関の教育ローンなどがあります。

	日本学生支援機構の 貸与奨学金	教育ローン (例：国の教育ローン)
借りる人	修学する本人	保護者
返還する人	修学した本人	保護者
申込窓口	在学する学校	金融機関
審査基準	保護者の収入状況、学業成績等	保護者の収入状況等
貸与の方法	在学中に毎月定額	契約成立次第、一括で
返還開始時期	卒業後	借りた翌月から（元金据置も可能）
利息	無利息と利息付き（在学中は無利息）がある	貸付と同時に利息発生

(2) 奨学金

ア 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金

(ア) 給付奨学金

経済的理由により進学が極めて困難な生徒を対象としています。

家計基準

- ・住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯の生徒
ただし、第一種奨学金（後述）の家計基準を満たすこと
- ・生活保護受給世帯の生徒
- ・社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）

学力基準

- ・一定の学力要件を満たすこと
(高校からの推薦を受ける人が対象となります。)

給付金額（月額）

国公立	自宅	20,000 円
	自宅外	30,000 円
私立	自宅	30,000 円
	自宅外	40,000 円

- ・社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）は、月額とは別に一時金として 24 万円が給付されます（初回の振込時に 1 回限り）。
- ・給付奨学金と併せて、貸与奨学金の第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付き）、入学時特別増額貸与奨学金（利息付き）も利用できます。
- ・国立の大学・高等専門学校等で、給付奨学金と授業料減免制度を併せて利用する場合には、給付奨学金が減額されます。

申込時期

- ・予約採用であり、高校3年生の4月以降に、在学する高校で申し込む〔申込先〕在学する高校の先生
- ・進学先が未定でも、申込みが可能

(イ) 貸与奨学金

自分で借りて、卒業後に自分で返していく奨学金です。

貸与奨学金には「第一種奨学金」と「第二種奨学金」の2種類があり、それぞれに採用基準があります。

【第一種奨学金（無利息）】**学力基準**

- ・申込み時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上
- ・ただし、住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯・生活保護受給世帯の生徒または社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）については、この学力基準に満たなくても、進学後も優れた成績を修める見込みがあれば申込み可能

家計基準の目安（4人世帯の場合）

- ・申込み時の家計収入（年額）が747万円以下
- ・ただし、住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯・生活保護受給世帯の生徒または社会的養護を必要とする人（児童養護施設入所者等）については、この家計基準に満たなくても、申込み可能

【第二種奨学金（利息付き）】**学力基準**

- ・次のいずれかに該当すること
 - a 申込み時までの高等学校等の成績が学校の平均水準以上であること
 - b 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること
 - c 学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

家計基準の目安（4人世帯の場合）

- ・前年1年間の家計収入が1,100万円以下

■申込時期

- <予約採用> ・高校3年生の4月以降に、在学する高校で申し込む〔申込先〕在学する高校の先生
- <在学採用> ・進学後に、進学先の学校で申し込む〔申込先〕進学先の学校の奨学金窓口

■貸与月額

第一種奨学金（無利息）

自宅 20,000円～54,000円（月額）

※54,000円を4年間借りた場合は、合計2,592,000円となる。

自宅外 20,000円～64,000円（月額）

※64,000円を4年間借りた場合は、合計3,072,000円となる。

第二種奨学金（利息付き）

（月額） 20,000円～120,000円

※120,000円を4年間借りた場合は、合計5,760,000円＋利息となる。

■貸与奨学金の返還

貸与奨学金は、本人が借りるものであり、大学卒業後に必ず返還しなければならないものです。

返還方法は、平成29年4月から新たに始まった「所得連動返還方式」（第一種奨学金のみ）と従来からの「定額返還方式」の2種類があり、返還は、卒業後7か月目から始まり、毎月、口座から引き落とされます。

また、一般に奨学金の返還に当たっては、病気・災害・失業、収入が少ないなどで、返還が困難になった場合は、奨学金の返還先に願い出ることにより、救済される制度があります。

日本学生支援機構の場合は、本人の願い出により、毎月の返還額を減額し返還期間を延長したり（減額返還制度）、返還の期限を猶予する制度があります（返還期限猶予制度）。

〔日本学生支援機構〕

減額返還制度

- ・月々返還する金額を1/2または1/3に減らすことができます。
- ・減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。

なお、返還予定総額は変わりません。

返還期限猶予制度

- ・月々の返還を先に延ばすことができます。
- ・先に延ばした分、返還終了が先に延びます。

なお、返還予定総額は変わりません。

日本学生支援機構の奨学金の返還の詳細については、ホームページで確認されるか、奨学金返還相談センターに確認願います。

■日本学生支援機構のホームページ

<https://www.jasso.go.jp/index.html>

■日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話（ナビダイヤル） 0570-666-301

月曜～金曜 9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く）

■返還にあたっての基礎知識

JASSOの奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目から始まり、口座から引き落とされます。

用語	説明
割賦（かっぷ）方法	「月賦(げっぷ)返還」と「月賦半年賦(げっぷはんねんぷ)併用返還」の二つがあり、「月賦返還」は、割賦金（月々の返還金）を返還回数に応じて、毎月、口座から引き落とされます。「月賦半年賦併用返還」は、借用金額を月賦分と半年賦分に二分し、それぞれの金額に応じた割賦金を月賦分は毎月、半年賦分は6ヶ月毎（1月と7月）に引き落とされます。なお、割賦方法は、返還誓約書提出時に選択します。
定額返還方式	借りた総額に応じて、月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する制度です。
所得連動返還方式	平成29年度以降に第一種奨学金のみに採用された制度です。所得連動返還方式は、返還者の所得に応じて返還月数が決まる仕組みで、所得に応じた返還月数となるため、所得が少ない場合は少ない返還月額となります。一方、所得が多い場合は返還月額が多くなります。返還が必要な総額は決まっているため、返還月額が変わることで、返還期間も変わります。返還月額は、毎年、前年の所得に応じて、10月から翌年9月までの返還月額が決まります。
返還期間猶予	奨学生本人に返還困難な事情があるときに、願い出によって、一定期間返還期限を先延ばしする制度です。なお、返還予定総額は変わりません。（猶予の申請事由の例）傷病、入学準備中、経済困難、産前・産後・育児休業、災害等
減額返還	月々の返還額を1/2または1/3に減らして返還期間を延ばす制度です。 なお、返還予定総額は変わりません。
延滞	返還金を延滞すると、本人に対して（人的保証の場合は連帯保証人、保証人にも）、文書と同時に電話による督促があります。約束の返還期日までに返還されないと、返還金のほかに延滞金が課されます。
保証制度	奨学金の申込時に「機関保証」と「人的保証」のどちらかを選択します。「機関保証」とは、一定の保証料を支払うことにより、保証機関からの保証を受けるものです。保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。連帯保証人や保証人を引き受けてくれる人を探して依頼しなくても、自分の意思と責任において奨学金の貸与を受けることができます。「人的保証」とは、連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けるものです。

用語	説明
長期間延滞した場合 (機関保証の場合)	延滞が続いた場合、奨学金を借りた本人に対し、日本学生支援機構が、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息及び延滞金について返還を求めることとなります。本人が返還できない場合は、日本学生支援機構が保証機関（(公財)日本国際教育支援協会）に、返還未済額の全額、利息及び延滞金を返還について請求を行い、保証機関が代位弁済した場合は、保証機関から本人に、代位弁済額の一括請求を行い、返還に応じない場合は、給与や財産を差し押さえられる場合があります。
長期間延滞した場合 (人的保証の場合)	長期間延滞が続くと、日本学生支援機構は民事訴訟法に基づき、奨学金を借りた本人に対し、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息及び延滞金について一括返還を請求するとともに、支払督促を申し立てることを予告します。支払督促の予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合、日本学生支援機構は、裁判所に支払い督促の申立をし、仮執行宣言付支払督促の申し立てを行い、それでもなお返還しない場合は、強制執行の手続きがとられます。

解説

日本学生支援機構（JASSO）から貸与奨学金を借りた場合ですが、第一種奨学金（無利息）を月額 54,000 円で 4 年間借りた場合、その総額は、月額 54,000 円×12 月×4 年＝2,592,000 円となります。この金額を 15 年間で返還する場合は、2,592,000 円÷180 月となり、月々 14,400 円の返還となります。ですので、奨学金を借りるに当たっては、大学進学中の生活を予想して考えることはもちろんのこと、卒業後の返還額や方法についても、考える必要があります。

解説

人的保証である「保証人」と「連帯保証人」は、その権利が大きく異なります。

「保証人」には、「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」の3つが認められます。

「催告の抗弁権」 ～ 例えば、債権者がいきなり保証人に請求をしてきた場合に、保証人は、まず主たる債務者（奨学金を借りた本人）に請求すべき旨を主張することができます。

「検索の抗弁権」 ～ 保証人は、主債務者に返済能力があることを示した上で、まず主債務者の財産を差し押さえるよう主張することができます。

「分別の利益」 ～ その保証人が全額を負担する意思表示をしない限りは、一人の保証人が借金全額を返済するのではなく、保証人の人数で案分した金額だけを返済すればよいこととなります。例えば、日本学生支援機構の奨学金では「人的保証」として連帯保証人と保証人両方の保証を受けますが、500万円の返済金額に対し、保証人は連帯保証人を含め2人と数え、頭数で割りますので、250万円を支払えば、残りの250万円について責任を負う必要はありません。

「連帯保証人」 ～ 保証人に認められている「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」がなく、主債務者と全く同じ義務を負うこととなります。従って、保証人が何人いようと、連帯保証人は借金全額を返済する義務があります。

日本学生支援機構の奨学金利用のポイント

- 第一種奨学金（日本学生支援機構）の猶予年限特例として採用されると、卒業後、一定の収入を得るまで返還が猶予される。
- 奨学金を申し込むときには、「機関保証」か「連帯保証人と保証人の選任」のいずれかを選択する必要がある。
- 奨学金には、事前に申し込む「予約採用」と、進学先の学校で申し込む「在学採用」がある。
- 返還が3ヶ月滞ると「個人信用情報機関」に登録され、クレジットカードが発行されない、住宅ローンや自動車ローンが組めなくなるなどの可能性がある。
- 奨学生本人が災害、疾病、経済困難、育児休業中、失業等によって、返還が困難になった場合、減額返還や返還期限猶予制度があるので、困った時には、まず日本学生支援機構に連絡する。
- 志望校が決まっていなくても、予約申込みができる。
- 採用候補者になっても、進学後、「進学届」を出さないと奨学金の採用はキャンセルになる。
- 奨学金を卒業まで借りるには、毎年「継続願」を出す。
- 奨学金は本人（子ども）の借金なので、学校や学科選び、借入額は慎重に考えよう。

重要

イ その他の奨学金等

(ア) 市町村の奨学金等

勉強の意欲がありながら、経済的な理由により、学費の調達が困難な人への支援を目的として、多くの市町村において、奨学金制度を設けています。無利息の月額貸与が一般的ですが、給付するタイプの奨学金を設けている市町村もあります。

なお、他の奨学金との併用を認めない市町村も多いようです。また、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。それぞれ、申込み時期が異なるほか、募集人数に限りがありますので、早めに情報収集しましょう。

<道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度>
次のホームページに一覧を掲載しています。

北海道庁 > 総合政策部 > 総合教育推進室 > 大学等修学経済的支援情報サイト

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sky/daigaku_keizaitekisien.htm

(イ) 交通遺児育英会の奨学金（無利子）

保護者が道路上の交通事故で亡くなられたか、または、後遺障がい者になったため、働けず経済的に困っている家庭の子どもが利用できます。高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修・各種学校の奨学金があり、月額のほか、入学一時金の貸与もあります。最長返還期間は20年で、無利子です。

<公益財団法人 交通遺児育英会>

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-1 平川町ビル3階

奨学課 0120-521286（フリーダイヤル）

03-3556-0773

月曜日～金曜日（祝日・年末年始、創立記念日（5月2日）を除く）

9時00分～17時30分

<https://www.kotsuiji.com/>

【大学・短期大学奨学金の場合の貸与額】

月額 4万円、5万円、6万円から選択

交通遺児育英会の奨学金のポイント

- 1 毎年4月1日から、進学予定の高校3年生等を対象に奨学生を募集します。
また、募集人数も限られていますので、早めに情報収集しましょう。
- 2 他の奨学金との併用が可能です。ただし、他の団体が併用を認めない場合がありますので、他の団体に確認してください。
- 3 大学等の進学を支援する学生寮が東京と関西地区にあります。

(ウ) あしなが奨学金（遺児のための奨学金）（無利子）

保護者が、病気や災害（道路上の交通事故を除く。）、または自死（自殺）などで死亡、あるいは著しい障害で働けなくて教育費に困っている家庭の子どもが利用できます。高校、高専、短大、大学、大学院、専修・各種学校の奨学金があり、月額のほか、私立大学等へ入学する際の入学一時金の貸与もあります。最長返還期間は20年で、無利子です。

<あしなが育英会>

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7-5 砂防会館4階

<https://www.ashinaga.org/grant/>

【大学・短期大学奨学金の場合の貸与額等】

月額	一般	70,000円（うち貸与4万円、給付3万円）
	特別	80,000円（うち貸与5万円、給付3万円）

あしなが奨学金（遺児のための奨学金）のポイント

- 1 毎年4月1日から、進学予定の高校3年生等を対象に奨学生を募集します。
また、募集人数も限られていますので、早めに情報収集しましょう。
- 2 他の奨学金との併用が可能です。ただし、他の団体が併用を認めない場合がありますので、他の団体に確認してください。
- 3 大学進学を支援する学生寮が東京と神戸にあります。

(エ) 民間の育英団体等の奨学金

民間の育英団体等には、返還不要の給付奨学金を実施しているところもあります。運営主体によって応募条件や給付額などは異なります。

<北海道奨学金ネットワーク>

北海道内で奨学金事業や奨学金問題に取り組む民間団体等により組織されたネットワークです。道内の高校生、大学生に対する民間団体の奨学金・一時金の情報が掲載されています。

<https://hokusyonet.jimdo.com/>

[事務局]

■ コープさっぽろ社会福祉基金

〒063-0831 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号

Tel 011-671-5719

■ 北海道新聞社社会福祉振興基金

〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6番

Tel 011-210-5751

(オ) 新聞奨学生

新聞奨学会制度は、奨学会が学校の学費を立て替えてくれる代わりに、新聞配達で得た給与から奨学金が差し引かれた金額を受け取るシステムで、卒業後に奨学金を返還する必要がありません。通学の交通費や寮の提供があるなど住居・食事等の負担が軽くなります。また、奨学金の内容は新聞社によって違いがあります。

奨学生の日ですが、朝早くに起床し朝刊を配達、夕刊を配達するまでの空いた時間に学校に通い、夕刊を配達します。

<新聞奨学生>

朝日奨学会、読売育英奨学会、毎日育英会、日経育英奨学会、産経新聞奨学会
大阪朝日奨学会、産経新聞奨学会（大阪）があります。

(カ) ひとり親家庭のための資格取得等給付金（高等職業訓練促進給付金など）

<高等職業訓練促進給付金の概要>

趣旨	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上、養成機関（大学、専門学校等）で修業する場合の生活費の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする目的で給付金を支給します。返還の必要はありません。 ※養成機関が遠隔地にあるなど特にやむを得ないと認められる場合は、通信制の利用が可能です。
支給要件	・ひとり親家庭の親であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。 ・養成機関（大学、専門学校等）において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。 ・仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、准看護師、歯科衛生士、美容師、社会福祉士
支給金	【高等職業訓練促進給付金】（支給期間最大3年間） 市町村民税非課税世帯／月額 100,000 円 市町村民税課税世帯 /月額 70,500 円 【高等職業訓練修了支援給付金】（カリキュラム修了後に支給） 市町村民税非課税世帯／月額 50,000 円 市町村民税課税世帯 /月額 25,000 円
相談・申込先	・市にお住まいの方は、市の子育て支援担当課 ・町村にお住まいの方は、各総合振興局・振興局社会福祉課

< 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の概要 >

趣旨	ひとり親家庭の雇用の安定や就職の促進を図るために、高等学校卒業認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受験費用の一部を支給します。返還の必要はありません。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親及び子であって、児童扶養手当を受けているか又は同等の所得水準にあること。 ・高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
支給金	<p>【講座受講修了時に受講費用の2割を支給】 上限／ 100,000 円 下限／ 4,000 円</p> <p>【試験合格時に受講費用の4割を支給】 受講修了時給付金と合わせて上限 150,000 円</p>
相談・申込先	<ul style="list-style-type: none"> ・市にお住まいの方は、市の子育て支援担当課 ・町村にお住まいの方は、各総合振興局・振興局社会福祉課

[道の各総合振興局・振興局の社会福祉課子ども子育て支援係の連絡先]

振興局名	住所等	電話番号（直通）
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0120
石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5808
後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1956
胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9845
日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9477
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9546
檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6654
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5990
留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8325
宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2621
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0696
十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8704
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9257
根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6914

(3) 授業料等減免制度

ア 国公立の教育機関

国公立大学等においては、授業料減免等の制度があり、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者等にその納付を減免しています。

志望大学等のホームページを見てみましょう。

イ 私立の教育機関

私立大学等においては、授業料減免等の制度や経済支援を目的とした奨学金など、様々な制度を設けています。

志望大学等のホームページを見てみましょう。

(4) 教育ローンや貸付金

ア 国の教育ローン（日本政策金融公庫）（利息付き）

「教育ローン」とは、大学等にかかる費用として金融機関（銀行など）からお金を借りる制度です。貸与奨学金と同じく、将来返還が必要です。

貸与奨学金と教育ローンの大きな違いは、奨学金は本人がお金を借りる制度であるのに対して、教育ローンは保護者がお金を借りる制度である点です。

このため、教育ローンは「有利子（利息付き）」が一般的で、奨学金よりも比較的高い利率が設定されています。また、借入時には、金融機関による収入状況等の審査が行われます。

一方で、多くの教育ローンでは随時申込みを受け付けており、奨学金よりも比較的早い時期に借りられるといった特徴もあります。この特徴を活かして、大学受験から奨学金が入金されるまでの間、一時的に教育ローンを利用するという方法もあります。

<日本政策金融公庫「国の教育ローン」（教育一般貸付）の概要>

- ・融資限度額は、子ども一人につき350万円以内（留学資金は450万円以内）
 - ・日本学生支援機構の奨学金と併用が可能
 - ・1年中いつでも申込み可能
 - ・幅広い学校や多様な使い道に対応（入学金、授業料、通学費用、パソコン代等）
 - ・返済期間15年以内
- ※ 家庭の状況や世帯収入等によっては18年以内

お電話でのお問い合わせ・資料請求

教育ローンコールセンターへお気軽にお問い合わせください。



月～金 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

※全国から市内電話通話料金でご利用いただけます。

※ご利用いただけない場合は03（5321）8656までおかけください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

イ 生活福祉資金貸付制度<教育支援資金>（北海道社会福祉協議会）（無利子）

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学に際し必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学経費のための貸付を行います。

<教育支援資金の概要>

対象世帯	低所得世帯
資金の種類と内容	教育支援費～授業料、学校納入諸経費、学用品、交通費等 就学支度費～入学金、制服等
連帯借受人・連帯保証人	就学者が借受人となった場合、生計中心者が連帯借受人となります。連帯借受人がいない場合、連帯保証人が必要です。
相談・申込先	お住まいの地区の民生委員・市区町村社会福祉協議会にご連絡願います。
実施主体	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 代表 011-241-3976 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時45分～17時30分 http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金<修学資金及び就学支度資金>（北海道）

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立を支援するとともに、扶養している子どもの福祉を増進することを目的としており、大学等就学のための貸付金として修学資金及び就学支度資金があります。

<修学資金及び就学支度資金の概要>

貸付対象	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子
資金の種類と内容	修学資金～高等学校、大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 就学支度資金～就学するために必要な被服等の購入に必要な資金
連帯借受人・連帯保証人	親に貸し付ける場合は児童が連帯借受人となり、児童に貸し付ける場合は親等を連帯保証人にする必要があります。
問い合わせ先	各総合振興局・振興局社会福祉課子ども子育て支援係（連絡先は13ページを参照してください。）、各市町村のひとり親家庭支援担当課（札幌市、旭川市、函館市にお住まいの方は、お住まいの市にお問い合わせ願います。）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のポイント

- 1 貸付けに当たっては審査を行いますので、早めに相談しましょう。
- 2 貸付金は将来返済が必要な借入金であり、償還の見通しを立てておくことが大切です。

<奨学金や授業料減免制度の検索システム>

日本学生支援機構（JASSO）に、「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」のページがあります。

こちらは、「都道府県」、「学校の種類」、「制度の種類」、「奨学金の給付・貸与の種別」などの検索条件を選択し、大学や地方公共団体、育英団体等が行う奨学金制度を検索するシステムになっています。

奨学金や授業料減免制度の検索システム

JASSOホームページ「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」

ホーム>JASSOについて>学生支援に関する各種調査

http://www.jasso.go.jp/sp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html



https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html

3 教育費や奨学金の返還などの相談窓口

奨学金の返還で何か困ったこと（例えば、病気、失業など）が生じた場合は、その奨学金を借りた機関の窓口（例えば、日本学生支援機構の奨学金を借りた場合は、日本学生支援機構）にまずは相談をしてください。

奨学金を借りた機関の窓口では、返還猶予や分納などの制度を設けているところもありますので、返還者の相談に応じ、対応しています。

しかし、予定どおりに返還ができないにもかかわらず、相談や手続きをせずに、そのまま放置していると、多額の返還金をまとめて請求される、延滞利息も合わせて請求される、連帯保証人や保証人に請求が行ってしまうなど、厳しい結果を招くことになりかねません。

そうならないためにも、奨学金を借りた機関の窓口に対し、速やかな相談や手続きを行うようにしてください。

奨学金単独の問題ではなく、他の借り入れも複数あるなどの場合は、次の公的な機関に相談することができます。そのほか民間の支援団体がありますので、個人の状況に応じて相談窓口を選んでください。

(1) 奨学金実施団体

奨学金の貸与を受けた時の「認定通知」や「契約書」、返還が始まる時の「返還開始通知」などの書類から、問い合わせ先を確認してください。

借りた機関	問合せ先	
日本学生支援機構	奨学金相談センター	TEL 0570-666-301 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時00分～20時00分
大学等	各大学等の学生課等	各大学等のホームページ等で検索

(2) 公的な相談機関

ここにご紹介する相談先は、全てをカバーしたものではありません。

また、相談窓口とのトラブルについて、責任を負うものではありません。

問合せ先	
多重債務者無料相談窓口 （北海道財務局／国） 〔札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎〕	TEL 011-807-5144（借金相談専用） 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

問合せ先	
北海道経済産業局消費者相談室 ／国 〔札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎〕	TEL 011-709-1785 (相談専用) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時00分～12時00分 13時00分～16時15分
日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル	TEL 0570-078374 月曜日～金曜日 9時00分～21時00分 土曜日 9時00分～17時00分 (祝日・年末年始を除く)
日本司法支援センター 法テラス札幌 〔札幌市中央区南1条西11丁目 コンチネンタルビル8F〕	TEL 050-3383-5555 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
日本司法支援センター 法テラス旭川 〔旭川市3条通9丁目 TKフロンティアビル6F〕	TEL 050-3383-5566 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス函館 〔函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F〕	TEL 050-3383-5560 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス江差 〔江差町字中歌町199-5〕	TEL 050-3383-5563 (要電話予約) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス八雲 〔八雲町富士見町21-1〕	TEL 050-3383-8366 (要電話予約) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分
日本司法支援センター 法テラス釧路 〔釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F〕	TEL 050-3383-5567 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分

4 2020年4月からの国における高等教育の負担軽減方策

国においては、平成29年12月に「新しい経済政策パッケージ」が、また、平成30年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2018」が示され、2020年4月から、高等教育の負担軽減を目的とした給付型奨学金の拡充などが図られることとなっています。平成30年12月28日の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」において了承された「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」を掲載しましたので、今後の検討の参考としてください。

なお、2020年4月から始まる給付型奨学金の採用申込みについては、2019年の中途から実施されますので、申込みの時期を過ぎないように、在学中の学校の進路担当の先生や日本学生支援機構のホームページなどで確認されるよう、お願いします。

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（一部抜粋）

（平成30年12月28日：関係閣僚合意）

1. 総論

- 高等教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（高等教育の無償化の趣旨等）

- 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

最終学歴によって平均賃金に差があり、また、低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態がある。

こうしたことを踏まえ、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

- これらの措置を実現するための法律案（「大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）」）を次期通常国会に提出し、大学等における授業料等減免を制度化するとともに、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずる。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、具体的には、以下のとおりとする。

- 対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）とする¹。

- 対象となる学生は、住民税非課税世帯の学生とし、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても、住民税非課税世帯の学生に対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収 300 万円未満の世帯²については住民税非課税世帯の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金の3分の2、年収 300 万円から年収 380 万円未満の世帯³については3分の1の額の支援を行い、支援額の段差をなだらかにする。

3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

(1) 授業料等減免

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料及び入学金の減免を実施し、減免に要する費用について公費から支出する。

① 国公立の上限額

(授業料)

大学約 54 万円 短期大学約 39 万円 高等専門学校約 23 万円 専門学校約 17 万円

(入学金)

大学約 28 万円 短期大学約 17 万円 高等専門学校約 8 万円 専門学校約 7 万円

② 私立の上限額

(授業料)

大学約 70 万円 短期大学約 62 万円 高等専門学校約 70 万円 専門学校約 59 万円

(入学金)

大学約 26 万円 短期大学約 25 万円 高等専門学校約 13 万円 専門学校約 16 万円

(上限額の考え方)

- 国公立大学等は、入学金・授業料ともに、省令⁴で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免する。
- 私立大学等は、入学金については、私立の入学金の平均額までを減免し、授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免する。

(2) 給付型奨学金

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給する。具体的な制度設計については、現行の給付型奨学金の枠組みを基礎としつつ、下記のとおりとする。

(給付額の考え方)

- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置を講じる⁵。
具体的には、国公立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生は年額約 35 万円、自宅外生は年額約 80 万円とし、私立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生には約 46 万円、自宅外生は年額約 91 万円⁶とする⁷。

4. 支援対象者の要件（個人要件）等

(学業・人物に係る要件)

- 今般の高等教育の無償化の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることであることから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。

- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

・ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

・ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

（その他）

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者等であること。
 - ・ 高等学校等を卒業し、又は高等学校卒業程度認定試験に合格してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・ 保有する資産が一定の水準⁸を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税の課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

5. 大学等の要件（機関要件）

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

③ 授業計画（シラバス）の作成、G P Aなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成 30 年 7 月 30 日付 30 文科高第 318 号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近 3 カ年の決算で連続マイナス
 - ・ 直近 3 カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の 8 割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

6. 財源（略）

7. その他

○ 不正により支援を受けたときは、その額の全部又は一部を徴収するほか、その額に上乗せした額を徴収することができるものとする。

○ 他の学生とのバランスの観点から、無償化の対象となる学生については、第一種奨学金（無利子）の併給を調整する。

8. 実施時期

○ 今般の高等教育の無償化の実施時期については、2020 年 4 月 1 日とし、2020 年度の在學生（実施の際、既に入学している学生も含む。）から対象とする。なお、法施行に必要な準備行為については、公布の日から実施する。

¹ 大学の学部、短期大学の学科・認定専攻科、高等専門学校の学科（4 年生・5 年生）・認定専攻科の学生、専修学校の専門課程の生徒を対象とする。

² 市町村民税の課税標準額×6%から調整控除及び調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計が 25,600 円未満となる世帯。年収 300 万円は、両親・本人・中学生の家族 4 人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

³ 注釈 2 の計算額が 51,300 円未満となる世帯。年収 380 万円は、上記世帯の場合の目安。

⁴ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）等

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に即し、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置し、あわせて、大学等の受験料を措置する。

⁶ 私立学校生については、授業料以外の学校納付金の一部を加味している。

⁷ 高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の 5 割～7 割の程度の額を措置する。

⁸ 家計支持者が 2 人の場合 2000 万円、1 人の場合 1250 万円。

国における高等教育の負担軽減方策のポイント

- 1 高等教育の負担軽減方策は①授業料や入学料の減免措置と②給付型奨学金の2本立て。
- 2 対象となる教育機関は、国立・公立・私立の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校。
- 3 住民税非課税世帯の子供たちのほか、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちを対象とする。
- 4 高校等在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。
- 5 国等から認定を受けた教育機関の学生のみが支援措置の対象となるので、進学を希望する大学等が国の給付型奨学金の対象となっているか、必ず確認する必要がある。

重要

<問い合わせ先>

- この手引き全体に関するお問い合わせは

北海道総合政策部政策局総合教育推進室
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(代表) 011-231-4111(内線 23-108)

- それぞれの制度については、現在修学中の学校や進学希望先(大学等)、日本学生支援機構、育英団体等に直接問い合わせるか、ホームページなどで検索するなどして、最新の情報を確認するようにしてください。